

「短期入所事業利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規程に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業所.....	1
2. 利用事業所.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 居室の概要.....	2
5. 職員の配置状況.....	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
7. 利用者の記録や情報の管理・開示について.....	7
8. 苦情の受付について.....	7
9. 非常災害時の対策.....	8
10. 事故発生時の対応.....	8
11. 当施設ご利用の際に留意していただく事項.....	8

社会福祉法人 征峯会

(指定短期入所事業)

当事業所は茨城県の指定を受けています。

(茨城県指定 第0812700128号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 征峯会
所在地	茨城県筑西市上平塚590-1
代表者氏名	理事長 渡辺和成
電話番号	0296-28-1277 FAX 0296-28-7840
法人の設立年月	昭和61年11月1日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成18年10月1日指定 茨城県第 0812700128 号
事業所の名称	指定知的障害児・者短期入所事業所 ピアしらとり
主たる対象者	知的障害者
施設の所在地と連絡先	茨城県筑西市小埜南861 TEL 0296-25-0833 FAX 0296-22-5973
施設長(管理者)	石井浩之
経営理念	「最高の笑顔をあなたに」 あなたの笑顔が見たいから、私たちは最高の笑顔でまごころを尽くします
施設の運営方針	①私たちは、いかなる時もお客様一人ひとりの個性と生き方を尊重し、誠実な気持ちで、まごころを込めて対応します。 ②私たちは、お客様のニーズを第一に考え、迅速かつ確実に、そして常に笑顔をもって行動します。 ③私たちは、福祉のスペシャリストとして責任と誇りを持ち、現状に甘んずることなく自己研鑽に励み、常に成長し続けます。 ④私たちは、愛する地域と共に歩み、地域に必要とされ、地域に愛される法人を目指します。 ⑤私たちは、高い志と勇気と情熱を持って、地域の新たな福祉資源を築き上げます。
事業所の開所年月	指定知的障害児・者短期入所事業 平成18年10月1日
定員	4名

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	筑西市、結城市、桜川市、(その他)
営業日	年中無休
受付時間	月から金曜日 9:00~17:00 (但し、それ以外の時間帯でも仮受付可)
サービス提供時間	24時間

4. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室の種類	室数	備考
1人部屋	3室	テレビ・冷暖房完備
2人部屋	1室	テレビ・冷暖房完備

*利用者の心身の状況や居室の空き状況などによりご希望に添えない場合があります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

設備の種類	室数	面積	備考
食堂	1室	210.0㎡	催しや行事にも使用します
作業棟1	1室	196.8㎡	作業等に使用します
相談室	1室	29.7㎡	気軽に相談に応じます
浴室	3室	66.4㎡	面積男女浴室(露天風呂)含む
医務室	1室	7.0㎡	服薬の管理等をしています
静養室	4室	17.4㎡	静養が必要な際、使用します
洗濯室	2室	77.0㎡	大型洗濯機3台 大型乾燥機2台
ディールーム (多目的室)	3室	155.0㎡	冷暖房完備

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①他人の迷惑になるような使い方はご注意ください。
- ②タンスなどの大きな家具を使用する場合には事前にご相談ください。

5. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 統括施設長			1	
2. 施設長(管理者)	1	1		1
3. サービス管理責任者	1			1
4. 医師(嘱託医)			1	1
5. 看護職員	2	2	1	1
6. 生活支援員	8.5	26		8
7. 管理栄養士	1	1		
8. 調理員	4	4		
9. 事務員	2	2		

[主な職員の配置状況]*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

*常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除いた数です。

例:週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

[主な職種の勤務体制]

職 種	勤 務 体 制
施 設 長	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
事 務 員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
生 活 支 援 員	日 勤(8:30~17:30) 半 勤(8:30~12:30) 早 番(6:30~15:30) 遅番A(9:30~18:30) 遅番B(10:00~19:00) 逆半勤(13:00~17:30) 夜 勤(15:30~翌9:30)
看 護 師	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
栄 養 士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務
調 理 員	日 勤(8:30~17:30) 早 勤(6:30~15:30) 半 勤(8:30~12:30) 早半勤(6:30~10:30) 遅 番(9:30~18:30) 逆半勤(13:00~17:30)
医 師 (嘱 託)	毎月第4木曜日

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス(障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス) |
|---|

があります。

(1) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町村等が定めた額を事業者にお支払いいただきます。(短期入所利用者負担額)

(障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要)

①日常生活の支援

i 入浴

- ・入浴は、毎日行います。利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

ii 排泄

- ・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

iii 着脱衣

- ・利用者の状況に応じて適切な方法で支援致します。

iv 整容

- ・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。

②医療および健康管理

i 健康管理

- ・看護師の指示のもと健康管理を行います。

ii 服薬の支援

- ・看護師が管理し、支援員が与薬します。

③社会的活動の支援

i 日常生活支援

- ・地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。

ii 余暇活動

- ・余暇活動の充実に努めます。

④相談援助

- ・当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。

(2) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とされないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

① 食事の提供

- ・利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

※食提供体制加算該当者は材料費のみを頂きます。

朝食	7:30～8:00	300円 (材料費204円)
昼食	12:00～12:30	650円 (" 458円)
夕食	17:30～18:00	650円 (" 458円)

- ② 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用
 ③ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用 下記の料金一覧表の料金を頂きます。

支援系サービス

項目	内容	負担額	備考
光熱水費	入浴に関わる水道・燃料費 電気使用 他	400円	
おやつ代	おやつ代	110円	
器物破損	故意に施設設備を破損させた場合	実費を徴収させていただきます	

医療系サービス

項目	内容	負担額	備考
受診送迎	右記の病院以外の病院への通院 (但し、右記病院の場合でも、 個人的理由による健康診断等の 受診や医務連絡の場合は有料と なります)	1時間当たり 500円 以後30分ごとに500円徴収させていただきます	協力病院 (三岳荘 小松崎病院) 市内病院 (宮田病院・市民病院・ 大津皮膚科・加藤歯科・協和中央病院)
入院付き添い	入院時の一時付き添いの場合	1時間当たり 500円 以後30分ごとに500円徴収させていただきます	ご家族様が来訪されるか付き添いの方が来られるまでの時間
診断書取得	利用者の自己都合の場合	1件 1,000円 遠方への出張を要する場合は別途協議	診断書取得費用は実費を徴収させていただきます

事務系サービス

項目	内容	負担額	備考
預金出納の代行	出納手数料 (自己負担金・有料サービス自己負担分・年金等)	1ヶ月当たり3,000円徴収させていただきます	
預貯金通帳・印鑑の保管、管理		無料	
療育手帳及び受給者証の管理		無料	

行政手続き代行	県、市民税の 申告等	書類送料	実費を徴収させていただきます	
		窓口の手続き	1時間当り500円 以後30分毎に500円徴収 させていただきます	
コピー・FAX			実費を徴収させていただきます コピー1枚 10円 FAX1枚 電話代と同様に徴収させていただきます	

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

筑波銀行 筑西支店 普通預金 865462

名義人：社会福祉法人 征峯会 ピアしらとり

理事長 渡辺和成

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス計画書(支援計画)で定めたサービス利用を中止または、変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。

この場合には、サービスの実施日の前日(受付時間内)までに事業者へお申し出ください。

②利用の中止につきましては利用予定日の前日(受付時間内)までにお申し出のない場合は取消料金として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日(受付時間内)までの取り消し	無料
上記時間以降の取り消し	自己負担相当額

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。

(5) 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2カ月前までにご説明します。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際しての複写料などの諸費用は、利用者の負担となります)

サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜日・祝祭日等を除く毎日9時から17時
サービス提供記録の複写物の交付	1枚につき10円をいただきます。

8. 苦情の受付について (契約書第12条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

ピアしらとりサービス調整委員会

苦情解決責任者	施設長	石井浩之
委員	児童発達管理責任者	松島幹雄
	サービス管理責任者	板橋麻紀
	サービス管理責任者	萩原新太郎
第三者委員	看護師	中座景子
	法人監事	小島昇
	法人評議員	小室高志

受付時間

毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号 0296-25-0833

(2) 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2なし		

(3) その他の相談窓口

各利用者のお住まいの市町村など 支援費担当課	
茨城県社会福祉協議会 (茨城県運営適正化委員会)	・所在地 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内) ・電話番号 029-305-7193

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ピアしらとり消防計画」により、対応いたします。
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知器 あり ・ 防災扉 あり ・ 誘導灯 あり ・ スプリンクラー設備 あり ・ ガス漏れ報知器 あり ・ 非常通報装置 あり ・ 非常用電源 あり <p>※カーテンは防火性のあるものを使用しております。</p>
消防計画等	<p>消防署への届出日：令和5年4月26日</p> <p>防火管理責任者 ：石井浩之</p>

10. 事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

また、サービスの提供により利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償します。

11. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	未成年者の喫煙・飲酒については禁止します。「ピアしらとり」では喫煙・飲酒を健康上おすすめする事はありませんが、利用者自身による希望がある場合には、それを尊重します。ただし、健康上または安全管理上、喫煙・飲酒場所、時間、その他についての一定の制約を設ける場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想及び、信教は自由ですが、他利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
食品類の持ち込みについて	居室内への食品の持ち込みは腐敗を招くおそれがあり、食中毒の原因になる可能性があります。そのため原則としてお断りしています。やむを得ずお持ち込みになる場合は必ず許可をとっていただくようお願いいたします。なお、その際の食品類の管理については職員にお任せください。
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑誌その他の本類については、利用者本人の所有物として、過度にかさばらない程度に持ち込むことができます。冊数についてはご相談ください。 ・ 施設内では「公序良俗」に著しく反する行為、または物品の持ち込みは固くおことわりいたします。 ・ 「ピアしらとり」では次の行為をかたく禁止します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の利用者・職員・来訪者に対しての暴力（他害行為）、またそれに類すること。 ② 火気を用いること。 ③ 施設の設備・備品を破壊・破損させること。 ④ その他施設長が認めたこと。